

岩手海区漁業調整委員会公示第 号

岩手海区漁業調整委員会会議規程の一部を改正する公示を次のように定める。

令和4年 月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

岩手海区漁業調整委員会会議規程の一部を改正する公示

岩手海区漁業調整委員会会議規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会議) 第2条 [略] 2 [略] 3 [略]	(会議) 第2条 [略] 2 [略] <u>3 委員は、会長が認めた場合、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。</u> 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この公示は、公布の日から施行する。